

学校法人渡辺学園役員、評議員報酬及び学長給与等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人渡辺学園（以下「この法人」という。）の寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第59条の規定に基づき、役員、評議員報酬及び、学長給与等（以下、「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、寄附行為第5条第1項に定める者をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事長、副理事長、常務理事、常勤監事のことをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 理事とは、寄附行為第7条第1項第1号に掲げる者をいう。
- (5) 監事とは、寄附行為第23条に掲げる者をいう。
- (6) 理事長、副理事長、常務理事及び常勤監事とは、寄附行為第14条第2項、第3項、第5項及び第30条に掲げる者をいう。
- (7) 評議員とは、寄附行為第33条第1項に掲げる者をいう。
- (8) 役員の報酬とは、月額報酬、一時金報酬、退任報酬その他役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (9) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 月額報酬、一時金報酬、退任報酬
 - (2) 非常勤の役員、評議員 月額報酬
- 2 非常勤の役員で特に功労があったと思われる者には任期満了時において功労金を支給することができる。
- 3 役員及び評議員には、その地位にあることのみに基づき報酬を支給しない。役員及び評議員が、正当な理由なく当該月において会議に出席できないときは、当該月分の報酬を支給しない。

(理事長、副理事長の報酬、学長の給与)

第4条 理事長、副理事長の報酬、学長の給与は、別表第1に定める額とする。

- 2 理事長、副理事長、学長に、通勤手当を支給する。なお、役職、職務その他の手当及び送迎がある場合の通勤手当は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 常勤の役員の月額報酬 別表第2に定める額
ただし、特別な業務を担当する役員については、別途理事会の決定により月額報酬を支給する。

- (2) 退任報酬 別表第3に定める額

2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 月額報酬 別表第2に定める額
- (2) 功労金 別表第4に定める額

3 評議員に対する月額報酬の額は、別表第2に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 月額報酬 各任期の所定就任日から1か月経過日前日までを第1か月目として計算し、各当該月分を学校法人渡辺学園給与規程第4条第2項に準じて支給する。

(2) 退任報酬、功労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。任期途中での就退任については、①自己都合退任は、在任月数比により支給、②任期途中の就任、職員定年退職による理事失職、死亡の場合は、在任年数比により支給する(1年未満の在任期間は1年に切り上げる。)。懲戒免職の場合、退任報酬は支給しない。

2 評議員に対する報酬等は、就任月より支給する。

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 任期の途中で退任、又は解任された場合の報酬額については、在職月数によるものとし、在職最終月がひと月に満たない場合は、その日数が当該月の2分の1未満のときは切り捨て、2分の1以上のときは切り上げて、月割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この改正規程は、令和4年9月27日から施行し、令和4年7月12日から適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項第1号の規定にかかわらず、当面の間、教職員退職後に継続する常務理事には、月額報酬として退職再雇用に準じた金額を、理事会決定により別途支給する。
- 2 第6条第2項の規定は、令和7年6月評議員会までの間、理事兼任の評議員には適用しない。

別表第1 月額報酬・学長給与（第4条関係）

| 区分 | 金額 ※ |
|------|---|
| 理事長 | 年額 1,800 万円～2,400 万円 / 月額 150 万円～200 万円、賞与無 |
| 副理事長 | 年額 1,680 万円～2,220 万円 / 月額 140 万円～185 万円、賞与無 |
| 学長 | 年額 1,566 万円～1,926 万円 / 月額 130.5 万円～160.5 万円、賞与無 |

※1 金額は、理事長、副理事長は役員報酬、学長は教員給与。報酬・給与の金額は、原則として、任期ごとの業績連動型とし、理事会で定める。

※2 学長が、副理事長、常務理事に選任される場合は、学長の教員給与と別表第2、第3の常勤役員報酬を支給する。

※3 理事長、副理事長、学長の当初就任期の報酬・給与は、原則として、以下の金額とする。

理事長 年額 1,800 万円 / 月額 150 万円、賞与無

副理事長 年額 1,680 万円 / 月額 140 万円、賞与無

学長 年額 1,566 万円 / 月額 130.5 万円、賞与無

別表第2 月額報酬（第5条関係）

| 区分 | 金額 |
|----------------------|------------------------|
| 理事長、副理事長、常勤監事を除く常勤役員 | 95,000 円 |
| 常勤監事 | 年額 600 万円 / 月額 50 万円 ※ |
| 非常勤役員 | 85,000 円 |
| 特別な業務を担当する役員 | 理事会決定により別途支給 |
| 評議員 | 10,000 円 |

※ 常勤監事は、週5日のうち業務にあたる日数の割合で支給する。

別表第3 退任報酬

| 区分 | 金額 |
|-----------------|-----------|
| 理事長 | 500,000 円 |
| 副理事長 | 450,000 円 |
| 理事長、副理事長を除く常勤役員 | 400,000 円 |

別表第4 功労金

| 区分 | 金額 |
|-------|-----------|
| 非常勤役員 | 450,000 円 |